

2025高松市二十歳のつどい式典ステージ祝賀装飾等制作・運営業務に係る 提案公募実施要領

1 趣旨

高松市及び高松市教育委員会では、令和7年1月12日（日）に大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的として二十歳のつどい式典を挙行することとしており、その式典の会場ステージにおいて、式典に相応しい祝賀装飾等を制作・運営する業務を受託する事業者を選定するため、提案公募の実施等について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 2025高松市二十歳のつどい式典ステージ祝賀装飾等制作・運営業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日～令和7年1月12日（日）
- (4) 委託料上限額 1,802,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 高松市の令和5～7年度物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年5月28日告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

4 参加条件

- (1) 高松市内に本社・本店、又は支社・支店を有すること。
- (2) 過去10年以内において、行政が発注する式典・イベント等運営業務の受注実績を有すること。

5 プロポーザル関係資料の交付

- (1) 資料名
 - ア 実施要領（本書）
 - イ 仕様書
 - ウ 参加表明書
- (2) 交付期間
令和6年9月6日（金）～9月20日（金）午後5時まで
- (3) 交付方法
高松市公式ホームページ「もっと高松」上からのダウンロードによる。

URL <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

6 参加表明書の提出

(1) 参加表明書

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、別紙「参加表明書」を提出すること。

なお、参加表明書を提出した後、辞退する場合は辞退届を提出すること（辞退届の様式は任意。）。

(2) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時まで

(3) 項目18に記載している問合せ先へ直接持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること（提出期限までに必着すること。）。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書

提案書については、作品のコンセプト等を記載すること。

書式 A4判若しくはA3判 様式指定なし

提出部数 7部（正本1部 副本6部）

イ 見積書

書式 A4判 部数1部（様式は任意。）

※ 所在地、商号又は名称、代表者名、見積金額、件名及び見積年月日を正確に記入すること。

※ 具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすることとし、消費税及び地方消費税も計上すること。

※ 代理人の場合、委任状（様式は任意）を提出し、見積書に代理人の氏名を記入し押印すること。

※ 見積書の宛先は「高松市長」、件名は「2025年高松市二十歳のつどい式典ステージ祝賀装飾等制作・運營業務」とすること。

※ 令和4年1月1日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、入札書（見積書）の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない入札書（見積書）を提出する場合は、入札書（見積書）の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となります。

ウ 参考資料（事業所としての特性、実績その他を示す資料）

書式 A4判

部数 7部（正本1部 副本6部）

(2) 提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

項目 18 に記載してある問合せ先へ持参又は郵送（書留郵便で期限内必着。）により提出すること。

8 提案等に関する質問

本要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は、質問書を提出すること（様式は任意。）。

(1) 提出期限

令和 6 年 9 月 27 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

項目 18 に記載してある問合せ先へ直接持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出すること（提出期限までに必着すること。）。

(3) 回答方法

回答は、令和 6 年 10 月 4 日（金）午後 5 時までに全ての参加事業者へ、FAX 又は電子メールにて回答する。

なお、質問と回答の内容は、質問者名を伏せて、高松市公式ホームページ「もっと高松」にて公開する。

9 プレゼンテーション

企画提案書等をもとに、参加事業者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時 令和 6 年 10 月 21 日（月）午後

なお、時間については、令和 6 年 9 月 24 日（火）以降に全ての参加事業者へ書面及び電子メールにて通知する。

(2) 実施場所 高松市役所 10 階 101 会議室

(3) 内容 企画提案書の内容等について、参加事業者からの説明及び質疑応答を行う（各事業者 20 分以内で説明を行うこと。）。

10 委託事業者（候補者）の選定

(1) 選定方法

委託事業者の選定は、高松市が設置する選定委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、選考する。

(2) 選定基準

- ア デザイン性及びテーマ性
- イ 誘導看板等の情報の伝えやすさ
- ウ 祝賀装飾等の効果性
- エ 実績、業務遂行能力
- オ 見積金額の妥当性

(3) 選定結果の通知

令和 6 年 10 月 22 日（火）以降に書面及び電子メールにて通知する。

選定の結果、候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。辞退等によ

り契約できない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。選定結果等については、高松市公式ホームページ上にて契約事業者名等を公開する。ただし、委託予定者以外の者に関する情報は公開しないものとするが、選定結果における、自らの順位・総得点については、高松市教育委員会生涯学習課窓口にて問い合わせることができる。なお、他の提案者の順位・総得点については、非公開とする。

また、選定結果についての異議等は認めないものとする。

11 業務委託契約

受託候補者は、本市と提案書をもとに契約を前提とした仕様書の協議を行い、改めて見積書を提出すること。この協議に基づき、契約書を作成し、契約を締結する。

(1) 内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 委託料の支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

12 日程

交付期間	令和6年 9月 6日(金)～9月20日(金)午後5時まで
参加表明書受付	令和6年 9月20日(金)午後5時まで
質問受付	令和6年 9月27日(金)午後5時まで
質問事項回答期限	令和6年10月 4日(金)午後5時まで
企画提案書受付	令和6年10月11日(金)午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年10月21日(月)午後
選定結果通知	令和6年10月22日(火)以降
契約締結	令和6年10月下旬(予定)

13 失格事項

- (1) 項目3に掲げる参加資格の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出期限・提出先・提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の見積額(税込価格)が委託料上限額を超える場合
- (6) その他高松市において社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

14 不当要求行為排除について

高松市では、受託者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書にお

いて受託者の遵守事項として定め、市の委託事項等に係る暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照のこと。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html)

15 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

業務遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類の作成・提出及び説明に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出提案書等は、委託事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、高松市に帰属する。
- (7) 参加事業者が1者であっても企画提案の審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、本業務の候補者として選定する。
- (8) 仕様書については、実施要領において定める内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書に変更する。

17 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を高松市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる。

(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を定め公表しているので、留意すること。

18 問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市教育委員会生涯学習課

TEL : 087-839-2633、FAX : 087-839-2624

E-mail : syakyo01@city.takamatsu.lg.jp